平成２９年（フ）第７６号
茨城県牛久市南２丁目29番地16（牛久ロイヤルヴィラＣ棟２号）
債務者　濱野　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
茨城県牛久市中央１丁目１番地７（小林ハイツ203）
債務者　岩見　　学（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
茨城県取手市宮和田1120番地２
債務者　笠原　和美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
富山市山本21番地11
債務者　水口　心弥
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１号
長野県茅野市玉川4181番地３　フォーブル広南101号
債務者　天井　一美
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１３７号
兵庫県川西市美園町１番３－701号
債務者　加藤　明子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３８３号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番５－407号
債務者　杉本　季鶴
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９８号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目32番３－105号
債務者　田中　和江
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９６号
奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台16番34号
債務者　濵邊　美果
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
奈良県橿原市栄和町43番地の１　ソファレフォレスタ102
債務者　山本　和男
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
奈良県香芝市磯壁４丁目146番地　ファミール上田105号、前住所奈良県香芝市穴虫1291番地10
債務者　田中　一美
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
奈良県大和高田市中三倉堂２丁目１番25号
債務者　紀川　艶子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
奈良県大和高田市中三倉堂２丁目１番25号
債務者　紀川　靖博
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
奈良県大和高田市大字田井69番地　タウニィーエスティ203号
債務者　三浦　範明
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
奈良県北葛城郡広陵町大字中183番地７
債務者　今岡　秀晃
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
奈良県橿原市八木町１丁目３番12号
債務者　山口　　保
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
佐賀市諸富町大字山領48番地１
債務者　腹巻　紀子（旧姓森永）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
佐賀県唐津市旭が丘１番40号　ハイツレモン201号
債務者　堀川　昌子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部